

令和7年（行ツ）第176号事件

令和7年（行ヒ）第183号事件

上告人兼上告受理申立人 一般社団法人グリーンコープでんき

被上告人兼相手方 国

2026年（令和8年）2月2日

最高裁判所 第一小法廷 御中

資料提出書

上告人兼上告受理申立人訴訟代理人

弁護士 小 島 延 夫

弁護士 北 古 賀 康 博

弁護士 篠 木 潔

弁護士 馬 場 勝

弁護士 福 島 健 史

福岡高等裁判所令和5年(行コ)第30号 託送料金認可取消請求控訴事件(控訴人一般社団法人グリーンコープでんき 被控訴人国)について、福岡高等裁判所が令和7年2月26日に言い渡した判決について、添付の通り、京都大学教授島村健氏による評釈に接しましたので、本件の審理にあたっての資料として提出いたします。

なお、同評釈では、第一に、公益的費用を託送供給制度によって回収することが想定されていたと結論づけることは困難である、(電気事業法18条1項及び同条3項1号の規定からすると)託送供給等を行うために必要な費用以外の費用を「原価」に含めることは、法の委任の範囲内とはいいがたい としています。

第二に、(賠償負担金について)原賠法・原賠機構法によって設定されている費用負担ルールを省令によって変更し、需要家一般から強制的に損害賠償原資を徴収することは、法律の優位の原則に反し許されない、「電気の需要家を総体として捉えれば、全需要家が過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたと見ることができる」(本判決)というのは居直りというほかない。福島第一原発事故の被害者に対する賠償費用の不足(という)負担を課すためには、なおさら法律の明文の根拠がなければならない としています。

第三に、(廃炉円滑化負担金について)廃炉費用は、原子力発電事業者が負担すべき費用であり、それを他の主体に負担させようとする場合には、法律の根拠が必要である としています。

以上の通り、同評釈は、原判決を厳しく批判しています。同評釈に基けば、上告人兼上告受理申立人の請求を認容すべきと考えられることを申し添えます。

(添付資料)

島村健「賠償負担金相当金等を託送料金の原価とすることの許否」(別冊NBL No197 民事判例研究3 2025年上期 商事法務)

以 上